

(図表12) リスク管理の状況(平成14年9月末現在)

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
信用リスク	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>与信の基本規程として「クレジットポリシー」を定め、これを踏まえたリスク管理の基本方針を定期的に取り締役ににて策定し、それに則った管理・運営を実施。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置し、重要事項の審議を実施。更に業務執行上の経営レベルでの審議・決定等の場として経営会議の一形態として「信用リスク会議」を設置。</li> <li>信用リスク管理の統括部署として融資企画部を設置(ただし、カントリーリスクについては国際審査部が所管)するとともに、各業務部門内に個別に「審査部」を設置し個別与信の審査・管理を実施。また、業務部門・本社部門から独立した資産監査部が信用リスク管理状況を監査することにより、十分な牽制体制を確保(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行内格付制度、信用リスク計量化等、信用リスクを総合的・定量的・経常的に把握するための「信用リスクモデル」、リスクに応じた効率的な与信運営を実施するための「与信プロセス」、リスク制御やリスク分散、与信構成の最適化を図るための「ポートフォリオ管理」等をリスク管理の基本要件として認識し、管理を実施。</li> <li>また、特定の国への与信集中回避のため、国ごとの信用力評価に基づいた国別の与信枠を設定し、カントリーリスクの管理を実施。</li> <li>連結ベースのリスク管理については、リスクの度合い、重要性に応じて順次管理体制の整備を実施中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用リスクの経常的な見直しの定着化と実効性向上のため、債務者モニタリング制度を一部改定。</li> <li>リテール法人専用のスコアリングモデル導入とビジネスサポートプラザにおける同モデルを活用したポートフォリオ型与信管理プロセスの導入。</li> <li>統合与信管理システムへの店別移行完了。</li> </ul>
市場リスク	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場リスク管理の基本規程として「市場リスク・流動性リスク管理規程」を制定。また、リスク管理の基本方針を定期的に取り締役ににて策定。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置する他、経営会議の一形態として「市場リスク会議」、ならびに個別委員会として「ALM委員会」を業務執行レベルでの審議・決定等の場として設置。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14年度下期「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」を策定(14年度上期分を見直し)し、14年度下期市場リスク関連極度ガイドラインとその設定方針等を取締役会(14/9)において決議。</li> </ul>

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場リスクの統括部署として統合リスク管理部を設置すると共に、相互牽制体制の確立のため、フロント、ミドル、バックの組織・権限の分離を実施。</li> <li>・ また、内部監査部署として、業務執行・リスク管理ラインから独立した監査部を設置し、適切な牽制体制を確保している(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場業務(バンキング・トレーディング)のリスク管理については、自己資本等の経営体力や市場取引の業務運営方針等を勘案し、「リスク資本極度」に基づき、(1) VaR ガイドライン、(2) ポジション極度、(3) 損失限度ガイドライン/損失限度の3種類の枠を設定。</li> <li>・ 政策投資株式等の価格変動リスク管理については、自己資本等の経営体力や政策投資株式等の運営方針を勘案し、「リスク資本極度」に基づき、「リスク資本ガイドライン」を設定。</li> <li>・ リスク状況については、定期的に、また必要に応じて随時、経営に報告を実施。</li> <li>・ 市場流動性リスクについては、各拠点別に極度額を設定すると共に、ガイドラインを設け、モニタリングによるリスク状況の把握、状況に応じた管理を実施。</li> <li>・ 連結ベースのリスク管理については、当面、連結子会社の管理体制の整備を優先し、リスクの度合いおよび管理体制に応じた管理区分分類に応じて行う方針。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧米拠点・シンガポールに続き、香港拠点に新金利・為替系システムを導入。</li> <li>・ 重点的に管理する必要のあるグループ会社についてリスク管理態勢の確立を推進。</li> </ul>
流動性 リスク	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流動性リスク管理の基本規程として「市場リスク・流動性リスク管理規程」を制定。また、リスク管理の基本方針を定期的に取締役会にて策定。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流動性リスクの統括部署として統合リスク管理部を設置する他、市場リスクに準じた体制により管理・運営を実施。</li> <li>・ また、内部監査部署として、業務執行・リスク管理ラインから独立した監査部を設置し、適切な牽制体制を確保している(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金流動性リスクについては、全体の資金繰り計画等を前提に格付等に応じたリスク管理フェーズを設定。フェーズ毎に円貨、外貨別の資金ギャップ管理を実施。</li> <li>・ リスク状況については、定期的に、また必要に応じて随時、経営に報告を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 14年度下期「市場リスク・流動性リスク管理の基本方針」を策定(14年度上期分を見直し)し、14年度下期流動性リスク関連極度・ガイドラインとその設定方針等を取締役会(14/9)において決議。</li> <li>・ C L S の本番決済開始に伴い、C L S の決済額にガイドラインを設定し、日中流動性リスクの管理を開始。</li> </ul>

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
	<ul style="list-style-type: none"> <li>流動性危機時の対応を予め定めたコンティンジェンシープランを策定。</li> <li>連結ベースのリスク管理については、当面、連結子会社の管理体制の整備を優先し、リスクの度合いおよび管理体制に応じた管理区分分類を行い管理。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重点的に管理する必要のあるグループ会社についてリスク管理態勢の確立を推進。</li> </ul>
事務リスク	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務運営・事務処理に関する基本的指針・原則を定める「事務管理規程」に則り、「事務リスク管理規則」を制定。これら規程を踏まえ、リスク管理の基本方針を定期的に取り締役会で決定し、それに則った管理・運営を実施。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置する他、事務リスクの統括部署として、事務統括部を設置。</li> <li>また、内部監査部署として、業務執行・リスク管理ラインから独立した監査部・検査部を設置し、適切な牽制体制を確保している(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム統合までは、原則旧両行事務手続が併存するが、コンプライアンスおよびリスク管理にかかる手続は合併時点より一元化し、統一的な管理体制を整備。</li> <li>計量化モデルによる計測結果等に基づき、自己資本の一定割合をリスク資本として割当て。</li> </ul>	<p>事務リスク管理の基本方針に則り、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>銀行本体の自店検査制度を整備・統一するとともに、グループ会社の自店検査制度を整備。</li> <li>国内外本店各部の事務リスク管理状況調査を実施。リスクの洗い出しとともに課題を取纏め。</li> <li>事務ミス情報の網羅的な収集体制を整備するとともに、事務ミス発生時の連絡・指導体制を再構築。</li> <li>QIS 対応等、新 BIS 規制でのオペレーショナルリスクの計量化への対応を順次実施。</li> </ul>
システムリスク	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムリスクを適切に管理するための基本規程として「システムリスク管理規程」を制定。また、リスク管理の基本方針を定期的に取り締役会にて策定し、それに則った管理・運営を実施。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理体制は、取締役会を頂点として、その内部組織として「リスク管理委員会」を設置する他、システムリスクの統括部署として、情報システム企画部を設置。</li> <li>また、内部監査部署として、業務執行・リスク管理ラインから独立した監査部を設置し、適切な牽制体制を確保している(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システム統合までは、旧両行のシステムが併存するものの、システム面でのリスク管理手続は合併時点より一元化。統一的なシステムリスク管理を実行可能な体制を確保する</li> </ul>	<p>14 年度のシステムリスク管理の基本方針を取り締役会において決議(14/3)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムリスク管理関連規程等の改定。(14/4) <ul style="list-style-type: none"> <li>- パソコン機器、コンピュータ・ウィルス管理強化等</li> </ul> </li> <li>システムリスク関連規程等周知徹底通達の発信。(14/4,5)</li> <li>リスク管理体制を整備し、各システムのリスク管理を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内外 125 システム</li> <li>- 海外拠点 34 システム</li> </ul> </li> </ul> <p>リスク評価、対策計画策定完了。対策を順次実施。</p>

種 類	現在の管理体制	当期における改善等の状況
	<p>方針。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムのセキュリティーポリシーを策定し、その定着のため、体制の整備等を推進中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- グループ会社 42 社 システムリスク管理態勢モニタリングは完了。主要 17 社についてはシステムの重要性ランクに応じたリスク管理を推進。</li> <li>- 金融庁通達に基づく情報システム(ハードウェア・ソフトウェア)の総点検を実施</li> <li>・情報システム部門内の各種手順書策定完了。</li> <li>・技術革新やシステムの特性等に応じたリスク評価方法の精緻化検討を推進。</li> </ul>
<p>コンプライアンス(法務リスクを含む)</p>	<p>[ 規定・基本方針 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスについては、取締役会にて全役職員が遵守すべき行動原則としての「コンプライアンス・マニュアル」を制定すると共に、コンプライアンス・マニュアルを実現するための年間計画である「コンプライアンス・プログラム」を策定。</li> </ul> <p>[ 体制・リスク管理部署 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制は、取締役会の下、行内の横断的組織である、コンプライアンス委員会(担当役員を委員長、関係部長16名を委員とする他、社外の有識者を諮問委員として招聘)を設置。更に、統括部署として総務部を設置している。</li> <li>・また、内部監査部署として、業務執行・リスク管理ラインから独立した監査部・検査部を設置し、適切な牽制体制を確保している(米州拠点においては米州監査部、欧州拠点においては欧州監査部が所管)。</li> </ul> <p>[ リスク管理手法 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス態勢の基本は「各本店が自己責任において自律的に法令を遵守し、事後的に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」とし、上記体制に基づき管理を実施している。</li> <li>・また、コンプライアンス・プログラムについては、行内の横断的組織であるコンプライアンス委員会の方針の下、総務部が、関係本部や各本店に配置されたコンプライアンス・オフィサー等との連携を保ちつつ、推進中。</li> </ul>	<p>取締役会にて策定した平成 14 年度コンプライアンス・プログラムに則り、以下の施策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス方針・規程等について、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 14 年度の本部・営業店の具体的取組方針通達を発牒。</li> <li>- 海外拠点の体制整備通達発牒。</li> <li>- 海外拠点向け解説文書制定。</li> <li>- 苦情処理規則等、改定。</li> </ul> </li> <li>・コンプライアンス体制を強化すべく、以下を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各本部・営業店において、14 年度のコンプライアンス活動計画を作成。</li> <li>- 階層別研修の実施。</li> <li>- 主要グループ会社との個別面談実施。</li> </ul> </li> <li>・業務監査部門による本部・営業店宛、監査・検査の実施。</li> </ul>